

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
6月24日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 自然公園法第九条第二項の規定に基づく公園事業の決定 (自然保護課) 二
 - 漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 三
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 三
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 三
 - 公告
 - 令和四年度登録販売者試験の実施 (業務課) 三
 - 周南都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 四
 - 企業管理公告
 - 一般競争入札の実施 五
 - 雑報
 - 県報の正誤 (令和四年六月十四日山口県公安委員会公告) 六

山口県告示第百八十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年六月二十四日から同年七月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供す

る。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井住友建設株式会社
住 所 東京都中央区佃二丁目一番六号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三井住友建設株式会社岩国トンネル作業所
所 在 地 玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目六番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/時$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
五五	二五	令和四、 七、二〇	令和四、 八、一〇	令和四、 八、一〇
				間 断 続 続 間 隔 六 時 間 の 使 用 変 動 の 概 要 概 要

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

山口県告示第百八十一号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、秋吉台国

定公園に関する公園事業の一部を決定した。その概要は、次のとおりである。事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県美祢農林水産事務所及び美祢市観光商工部観光政策課に備え置いて縦覧に供する。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	通	六・五	五	一三八
八・三	最大	六・五	一〇	一九七・五
	浮遊物質量 (mg/l)	七〇	五	
	鉍油類 (mg/l)	五	二	
	窒素 (mg/l)	五	〇・一	
	燐 (mg/l)	一		

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	項目	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
処理後	七・五	六・五	五	一三八
処理前	二	二〇〇〇	三、〇〇〇	二四七・五
	浮遊物質量 (mg/l)	七〇	五	
	鉍油類 (mg/l)	五	二	
	窒素 (mg/l)	五	〇・一	
	燐 (mg/l)	一		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /時)	処理の方式	使用時間	使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
鋼鉄製	能	三〇	中和・凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	令和四、七、二〇	令和四、八、一〇	令和四、八、二一	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五五	通	五	四
	最大	一〇	六
	浮遊物質量 (mg/l)	七〇	
	鉍油類 (mg/l)	五	
	窒素 (mg/l)	五	
	燐 (mg/l)	一	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

公園名	秋吉台国定公園
事業名	北秋吉台博覧会施設
位置	美祢市美東町赤(大正洞)
規模	手すり 八二メートル

山口県告示第百八十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
奈古区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市生野屋西二丁目二六五の五、二六七の一四四・〇(五・〇)		三三・五	令和四、二

下松市潮音町六丁目三四六の九及び三四六の一〇

四二・〇

山口県告示第百八十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中
 下関市職員互助会会長 吉鹿雅彦
 を
 下関市職員互助会会長 島崎敏幸
 に、
 防府交通安全協会会長 齊藤旭
 を
 防府交通安全協会会長 吉武晋五
 に改める。



(一一七) 令和四年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
令和四年十一月八日(火曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
山口市小郡令和一丁目一番一号
KDDI 維新ホール

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和四年八月九日(火曜日)から同月二十三日(火曜日)まで(郵送の場合は、八月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

(四) 百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)

六 受験手数料

一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和四年十二月十六日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三〇二〇)にすること。

(二一八) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線

二 都市計画を変更する土地の区域

下松市清瀬町三丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和四年六月二十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百四妙見通線

二 都市計画を変更する土地の区域

下松市大字河内、大字切山及び大字来巻

三 変更の内容

位置、区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和四年六月二十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年六月二十四日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

千五百十二万六千六百二十二キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの間

(五) 納入場所

西部利水事務所ほか十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和四年六月二十四日から同年八月五日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局電気工水課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和四年六月二十四日から同年七月十五日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県企業局電気工水課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県企業局電気工水課

(三) 受領期限

令和四年八月四日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年八月五日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県企業局一号会議室

(二) 日時

令和四年八月五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 正司 尚義

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年七月二十八日午後五時十五分までに、山口県企業局電気工水課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を同月二十九日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県企業局電気工水課（電話〇八三一九三三一四〇三〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 15,126,622kWh of electricity as shown in the specification

(3) Deadline for delivery: From October 1, 2022 to September 30, 2023

(4) Delivery place: Western Industrial Water and Electric Office and another 18 places

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Public Enterprise Bureau, Industrial Water and Electricity Division, Yamaguchi Prefectural Government 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4030)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 4, 2022 (If brought in person: 11:00 A.M. August 5, 2022)



正 誤

令和四年六月十四日山口県公安委員会公告（一般競争入札の実施）

ページ	段	行	誤	正
一九	下	左から二	●●●●● July 26, 2022	○○○○○ August 1, 2022
〃	〃	左から一	●●●●● July 27, 2022	○○○○○ August 2, 2022